（公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（別表の上欄に掲げる手続にあっては、同表の下欄に掲げるものに限る。）」を削る。

第五条（見出しを含む。）中「第七十条の十九」を「第七十条の九第一項」に改める。

別表を削る。

（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）

第五条　公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　排除措置命令（第二十四条―第二十八条）
第三節　課徴金の納付命令（第二十九条・第三十条）
第四節　警告（第三十一条・第三十二条）」を「第二節　排除措置命令書の送達等（第二十四条・第二十五条）
第三節　排除措置命令（第二十六条―第三十一条）
第四節　課徴金の納付命令（第三十二条・第三十三条）
第五節　警告（第三十四条）」に、「第二節　排除措置命令書等（第二十四条―第二十八条）」を「第二節　排除措置命令書の送達等（第二十四条・第二十五条）」に、「第三十三条―第三十六条」を「第二十九条―第三十一条」に改める。

第一条第一項中「提出の手続」の下に「並びに委員会が行う意見聴取の手続」を加え、同条第二項中「意味」を「意義」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　排除措置命令書の送達等

第二十四条から第二十七条までを削る。

第二十八条の見出し中「排除措置命令書」を「排除措置命令書等」に改め、同条第一項中「排除措置命令書」の下に「、課徴金納付命令書及び競争回復措置命令書並びに法第八章第二節に規定する決定書（以下「排除措置命令書等」という。）」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第二項中「排除措置命令書」を「排除措置命令書等」に、「当該排除措置命令について審判を請求」を「当該排除措置命令等の取消しの訴えを提起」に改め、「できる」の下に「場合には、その」を加え、同条を第二十四条とする。

第二章第三節の節名を削る。

第二十九条を削り、第三十条を第二十五条とする。

第三十一条第一項中「、次条及び第三十四条」を「及び第三十条」に改め、同条第二項中「名あて人」を「名宛人又は代理人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四項中「名あて人」を「名宛人」に改め、「（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。）」を削り、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次の一項を加え、第二章第四節中同条を第二十六条とする。

6　委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。

第二十六条の次に次の二条を加える。

（代理人の資格の証明等）

第二十七条　前条第四項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

2　前条第四項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、速やかに、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（意見申述等の方式）

第二十八条　第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。

2　前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3　委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4　委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第三十二条を削る。

第二章第四節を同章第三節とする。

第三章中第三十三条を第二十九条とする。

第三十四条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加え、第五号を削り、第六号を第四号とし、同条を第三十条とする。

三　第二十七条第一項及び第二項に規定する書面

第三十五条第一項中「排除措置命令書又は課徴金納付命令書」を「排除措置命令書等」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十六条を削る。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告　示

○東北地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年一月二十一日

東北地方整備局長　縄田　正

第1　起業者の名称　岩手県

第2　事業の種類　県道野田山形線改築工事（岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内地内から同村大字野田第27地割字白井林地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内、第23地割字宮沢、第25地割字伏津沢、第26地割字城内及び第27地割字白井林地内

岩手県久慈市宇部町第13地割及び第14地割地内

2　使用の部分　岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内、第25地割字伏津沢、第26地割字城内及び第27地割字白井林地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内地内から同村大字野田第27地割字白井林地内までの延長1,513.4mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道野田山形線改築工事並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。